

令和 8 年第 1 回衣浦東部広域連合議会定例会

議案書

(令和 8 年 2 月 18 日提出分)



## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	衣浦東部広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 2 号	衣浦東部広域連合第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第 3 号	衣浦東部広域連合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 4 号	衣浦東部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第 5 号	令和 7 年度衣浦東部広域連合一般会計補正予算（第 3 号）について	別冊
議案第 6 号	令和 8 年度衣浦東部広域連合一般会計予算について	別冊



議案第1号

衣浦東部広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

衣浦東部広域連合行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月18日提出

衣浦東部広域連合長 杉 浦 康 憲

衣浦東部広域連合行政手続条例の一部を改正する条例

衣浦東部広域連合行政手続条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例による改正後の衣浦東部広域連合行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

### －提案理由－

この案を提出したのは、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続法が改正されたことに伴い、改正を行う必要があるため。

## 議案第2号

衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月18日提出

衣浦東部広域連合長 杉 浦 康 憲

衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年衣浦東部広域連合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「211, 400円」を「266, 200円」に、「10, 100円」を「12, 700円」に、「1, 300円」を「1, 700円」に改める。

第8条第1項第2号中「100分の125」を「100分の126. 25」に改める。

第8条の2第1項第2号中「100分の105」を「100分の106. 25」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### －提案理由－

この案を提出したのは、会計年度任用職員の報酬の上限並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を見直すために、改正を行う必要があるため。



## 議案第3号

衣浦東部広域連合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
衣浦東部広域連合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月18日提出

衣浦東部広域連合長 杉 浦 康 勲

### 衣浦東部広域連合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例 (衣浦東部広域連合職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 衣浦東部広域連合職員の旅費に関する条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第8条」に、「第12条～第20条」を「第9条～第17条」に、「第21条」を「第18条」に、「第22条～第24条」を「第19条～第23条」に改める。

第1条中「の職員」の次に「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員」を加える。

第2条第1項第1号中「広域連合長が規則で定めるその附属の」を「これらに附属する」に改め、同項第3号中「在勤庁」の次に「（任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同項第4号中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（5）旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他広域連合長が規則で定める者（以下の号において「旅行業者等」という。）であって、広域連合と旅行役務提供契約（旅行業者等が広域連合に対して旅行に係る役務その他広域連合長が規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、広域連合が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第1項中「旅費」を「、旅費」に改め、同条第2項中「又は遺族」を削り、

「対して旅費」を「対し、旅費」に改め、同条第3項中「（昭和25年法律第261号）」を削り、同条第5項中「その出発前に」を削り、「において」を「その他広域連合長が規則で定める場合には」に改め、同条第6項中「交通機関の事故又は天災その他広域連合長が定める」を「天災その他やむを得ない」に改め、「範囲内で広域連合長が」の次に「規則で」を加え、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、広域連合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第2項中「通信」の次に「による連絡手段」を加え、同条第3項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に、「これを変更する」を「、その変更をする」に改め、同条第4項中「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第6項中「規則で」を削る。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「を申請」を「の申請を」に改める。

第6条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に、「車賃、宿泊料及び旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第2項から第8項までを削る。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旅費の計算）」を付し、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第9条から第15条までに規定する旅費の内容に基づき」を加える。

第8条から第10条までを削る。

第11条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「必要な書類」を「必要な資料」に改め、「当該旅費」の次に「又は当該金額」を加え、「支出又は支払をする者（以下「支払担当者等」という。）」を「支出命令権者」に、「添付書類」を「添付資料」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その書類」を「その資料」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」の次に「又は支払」を加え、同条第3項及び第4項中「支払担当者等」を「支出命令権者」に改め、同条第5項中「添

付書類、記載事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類」を「添付資料等並びに第2項及び第3項に規定する期間」に改め、「規則で」を削り、同条に次の1項を加える。

6 第4項に規定する給与の種類は、広域連合長が規則で定める。

第11条を第8条とする。

第12条第1項を次のように改める。

鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第12条第2項中「限り支給する」を「限る」に改める。

同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第13条を削る。

第14条第1項を次のように改める。

航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

第14条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号に規定する運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第14条を第11条とする。

第15条の見出しを「（その他の交通費）」に改め、同条第1項を次のように改める。

その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、自家用車を使用した場合は、路程1キロメートルにつき37円とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第15条第2項中「車賃」を「前項ただし書の規定によるその他の交通費」に改め、同項ただし書を削り、同条を第12条とし、同条の次に次の3条を加える。

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1夜当たり19,000円を超えない範囲内で地域の実情を勘案して広域連合長が規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として広域連合長が規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による費用の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。

2 前項の規定にかかわらず、第13条又は前条の規定による宿泊費及び包括宿泊費に食費に相当するものが含まれる場合における宿泊手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1,600円

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 800円

3 前2項の規定にかかわらず、移動中に宿泊する場合であって、第9条から第12条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（前条の規定による包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合における宿泊手当の額は、800円とする。

4 前3項の規定にかかわらず、旅行者が旅行中に自宅等（その住所若しくは居所又はこれらに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、宿泊手当を支給しない。

第16条から第18条までを削り、第19条を第16条とする。

第20条第2項中「第2条第1項第4号」を「第2条第4号」に改め、同条を第17条とする。

第21条の見出しを削り、第3章中同条を第18条とする。

第4章中第22条を第20条とし、同条の前に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第19条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第12条第1項ただし書によるものを除く。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項及び第12条第1項に規定する種目ごとの各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条及び第

14条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目のいずれか少ない額を合計した額とする。

第23条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第22条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、広域連合長が規則で定める。

第24条を第23条とする。

別表を削る。

(衣浦東部広域連合議会の議員の議員報酬及びその他特別職の職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 衣浦東部広域連合議会の議員の議員報酬及びその他特別職の職員の報酬並びに費用弁償に関する条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

第6条第1項中「及び」を「又は」に改め、同条第2項中「、航空賃、船賃、車賃、宿泊料及び旅行雑費」を「、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

第7条中「、航空賃及び船賃」を「、船賃、航空賃及びその他の交通費」に改める。

第8条を次のように改める。

(宿泊費等の額)

第8条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1夜当たり27,000円を超えない範囲内で地域の実情を勘案して広域連合長が定める。

2 包括宿泊費及び宿泊手当の額は、一般職の職員の例による。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

(衣浦東部広域連合証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第3条 衣浦東部広域連合証人等の実費弁償に関する条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の衣浦東部広域連合職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の衣浦東部広域連合議会の議員の議員報酬及びその他特別職の職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正後の衣浦東部広域連合証人等の実費弁償に関する条例の規定は、施行日以後に要する実費から適用し、同日前に要した実費については、なお従前の例による。

#### －提案理由－

この案を提出したのは、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等に鑑み、改正を行う必要があるため。



## 議案第4号

衣浦東部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

衣浦東部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月18日提出

衣浦東部広域連合長 杉 浦 康 憲

衣浦東部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例

衣浦東部広域連合火災予防条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第10条の2とし、第9条の次に次の1条を加える。

### （簡易サウナ設備）

第10条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバ렐型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
  - (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第1号、第10号から第13号まで、第15号から第18号まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第7条第1項の規定を準用する。
- 第38条第7号を削る。

第38条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第63条第7号の次に次の1号を加える。

(7) の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第63条第8号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### －提案理由－

この案を提出したのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、改正を行う必要があるため。

